

外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）及び生活オリエンテーション動画制作業務に係るプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

宮崎市に転入してくる外国人住民の方が、スムーズに宮崎市での生活を始められるよう、生活や行政手続、災害など、本市で生活する上で必要となる情報を集約した「生活ハンドブック（概要版）」を制作し、転入手続きの際に配布する。

さらに、生活ハンドブック（概要版）の内容をアニメーションで視覚的に説明する生活オリエンテーション動画を制作し、併せて視聴してもらうことで、情報の更なる理解・定着を図る。

なお、生活ハンドブック（概要版）の制作にあたっては、宮崎市が別途制作している、様々な情報を網羅的に掲載した「宮崎市生活ガイドブック（仮名）」及び「宮崎市における在住外国人の現状」を参考資料として提供する予定。

2. 業務の概要

- (1) 名称 外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）及び生活オリエンテーション動画制作業務（以下「本業務」という。）
- (2) 場所 宮崎市
- (3) 内容 別紙「外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）及び生活オリエンテーション動画制作業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 提案限度額 ￥4,631,000（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務は、分かりやすい内容・構成の生活ハンドブックを制作する必要がある。また、イラストやアニメーション等を駆使した動画編集や生活ハンドブックの内容を視覚的に表現する技術が必要不可欠である。専門的な技術を有している民間事業者からの提案を受けることで、目的に相応しい業務を効果的に行える事業者を選定することができるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

4. 公募型プロポーザル方式とする理由

価格のみによる競争では、市民に分かりにくい質の低い内容になってしまう恐れがあるため。

5. 業務スケジュール

① 公募開始日	令和5年8月1日（火）
② 参加申込書の提出締切日時	令和5年8月23日（水）消印有効 （持参の場合：8月25日（金）午後5時まで）
③ 質問の締切日時	令和5年8月28日（月）午後5時まで
④ 質問の回答日	令和5年8月29日（火）まで
⑤ 参加資格確認結果通知日	令和5年9月1日（金）
⑥ 企画提案書等の提出締切日時	令和5年9月13日（水）消印有効 （持参の場合：9月15日（金）午後5時まで）
⑦ プレゼンテーション	令和5年9月22日（金）予定
⑧ 審査結果通知	令和5年9月26日（火）予定
⑨ 契約締結	令和5年9月下旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意兼付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税に滞納がないこと。
- (6) 法人等にあっては役員等（個人にあってはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。

7. 参加申込みの手続き

- (1) 事務局 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
（問い合わせ先） 宮崎市 総合政策部 秘書課 都市交流係（本庁舎3階）
TEL：0985-42-9234
E-Mail：01kikaku-in@city.miyazaki.miyazaki.jp
- (2) 提出書類 ①応募申込書兼誓約書（別紙「様式1号」）
②暴力団排除に関する照会承諾書（別紙「様式2号」）
③会社の商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し
（ただし、発行日から3ヶ月以内が有効。写し可。）
④納税証明書（写し可）
・所轄税務署発行のもので、発行日付は申請日より2ヶ月以内のもの。
⑤滞納無証明書（原本）※宮崎市に事業所がある場合のみ
・宮崎市発行のもので、発行日付は申請日より2ヶ月以内のもの。
※宮崎市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、上記②～⑤の提出は不要。
- (3) 提出方法 各書類1部を持参又は郵送により、(1)の事務局宛てに提出すること
- (4) 提出期限 令和5年8月23日（水）消印有効（持参の場合は、8月25日（金）午後5時まで）
- (5) 結果通知 参加申込みの結果について、令和5年9月1日（金）までに通知する。
- (6) 注意事項 郵送後には、必ず電話で受信の確認を行うこと。

8. 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和5年8月1日（火）～ 令和5年8月28日（月）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式3号）をメールにて、7（1）の事務局宛てに提出すること。
- (3) 回答期日 令和5年8月29日（火）まで
- (4) 回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
- (5) 注意事項 送信後には、必ず電話で受信の確認を行うこと。

9. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 ①企画提案書（任意様式）
※別紙「宮崎市外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）及び生活オリエンテーション動画制作に関する公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に沿って記載を行うこと。

※真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

②見積書（別紙「様式4号」）及び見積金額の内訳書（任意様式）

※記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、その額をもって提案価格とする。

③業務実績調書（任意様式）

④履行実績を証明する書類（契約書等）

（③の契約実績の書類を提示すること ※各1部）

※上記③～④に関して、直接受注した業務として、平成30年度から令和4年度までの過去5年間に、本業務内容に付する委託業務実績がなければ、提出は不要。

- (2) 提出部数 正本1部、副本7部（①～④それぞれ）
- (3) 提出期限 令和5年9月13日（水）消印有効（持参の場合は、9月15日（金）午後5時まで）
- (4) 提出方法 下記提出先まで、持参又は郵送により提出すること。
- (5) 提出先 宮崎市 総合政策部 秘書課 都市交流係（本庁舎3階）
〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
- (6) 提供資料 参加申込みを行った企業に対しては、企画提案書作成にあたっての参考資料として、本市から以下の資料を提供する。
- ・参考_宮崎市生活ガイドブック（仮名）
 - ・参考_宮崎市における在住外国人の現状
- (7) 注意事項
- ・企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
 - ・送信後には、必ず電話で受信の確認を行うこと。
 - ・正本にのみ社名（提案者名）を記載し、見積書には押印（契約時に使用する印鑑）をすること。
 - ・副本は、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。（押印不要）
 - ・原則全ての書類をA4サイズ規格での作成とする。ただし、やむを得ない場合はA3サイズ折りたたみでも可とする。

10. 評価方法

- (1) 評価基準 別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
- ・企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーションを実施する。
 - ・プレゼンテーションは、会議の効率化や公平さの観点から、Web会議システムにより実施する。
 - ・Web会議システムは、提案事業者が準備し、アクセスに必要な情報を事前に事務局に連絡すること。
 - ・プレゼンテーション用に制作したサンプル動画を使用することも可とするが、その場合、動画は5分以内とし、Web会議システムの資料共有ツール等を使用して再生すること。
- ①日 時 令和5年9月22日（金）（予定）
※日程や開始時間など、詳細については別途連絡する。
- ②出席者 1者につき、4拠点（Web会議システム同時接続数）以内
- ③実施時間 1者につき、30分以内とする
（プレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定）
- (3) 選定方法
- ①外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）及び生活オリエンテーション動画制作業務プロポーザル方式選定委員会設置要領第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
 - ②各委員の採点の合計点数が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。
 - ③合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には、審査基準のうち「事業内容」の項

目の評価点の合計点数が最も高い提案事業者を優先候補者とする。

④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) その他 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は企画提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③見積金額が、提案限度額を超えている場合

④正当な理由なく、プレゼンテーション開始時間までにWeb会議システムにアクセスしなかった場合

⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に電子メールで通知する。また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

(1) 結果通知 令和5年9月26日(火)

(2) HP公開 令和5年9月27日(水)以降

(3) 公表内容 ①受託候補者の名称、点数

②提案事業者の名称(50音順)

③受託候補者以外の点数(点数の高い順)

(ただし、受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

12. 契約に関する事項

(1) 契約の締結 受託候補者と本市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金 契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則(令和5年規則第1号)第105条第1項の規定に基づく、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除することができる。

(3) その他 ①契約代金の支払いは、業務完了後(成果物納品後)とする。

②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

13. その他

・提出された書類は、返却しない。

・提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市からの指示があった場合は除く。

・提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。

・本プロポーザルに係る費用については、すべての提案事業者の負担とする。

・参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届をメールにて事務局宛てに提出すること。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札には一切影響しない。

・企画提案書等の提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等の提出書類の使用及び複製の作成を無償でできるものとする。

・提案事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

・提案事業者は、競争を制限する目的で他の提案事業者と参加意思および提案内容について、いかな

る相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- ・提案事業者は、委託予定事業者の選定前に、他の提案事業者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- ・提案事業者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該提案事業者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

【問い合わせ先】

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市 総合政策部 秘書課 都市交流係

担当：立元（たつもと）

TEL：0985-42-9234

E-Mail：01kikaku-in@city.miyazaki.miyazaki.jp